第４期岩手県耐震改修促進計画

（令和８年度～令和12年度）

岩　　手　　県

目次

序　章　はじめに ... 1
　１　計画策定の趣旨 ... 1
　２　策定の経緯 ... 1
　３　計画の性格 ... 2
　４　計画の期間 ... 2
　５　凡例・用語 ... 3
第１章　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 ... 4
　１　想定される地震の規模、被害の状況 ... 4
　２　第３期計画の実績（現状）と課題の検証 ... 4
　（1）　住宅の耐震化 ... 4
　（2）　耐震診断義務付け対象建築物の耐震化 ... 5
　（3）　公共建築物の耐震化 ... 6
　３　耐震化の目標等 ... 8
　（1）　住宅 ... 8
　（2）　耐震診断義務付け対象建築物 ... 8
　（3）　公共建築物 ... １０
第２章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 ... １２
　１　耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針 ... １２
　（1）　耐震化の意義 ... １２
　（2）　役割分担の考え方 ... １２
　（3）　県の施策の推進方針 ... １３
　２　県が取り組む具体的施策の方向 ... １６
　（1）　県有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等 ... １６
　（2）　民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり ... １６
　（3）　技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備 ... １７
　（4）　耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発 ... １８
　（5）　地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 ... １９
　（6）　大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進 ... ２０
　（7）　地域ごとの耐震化の状況把握及び見える化 ... ２１
　（8）　耐震改修とその他の改善を併せた総合的、合理的な住宅・建築物の性能向上 ... ２２
　（9）　住宅所有者が今後の住まい方や地域の防災を考える機会を捉えての周知、啓発 ... ２２
第３章　耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針 ... ２４
　１　指導等の基本的な考え方 ... ２４
　２　指導対象建築物の区分 ... ２４
　３　指導等の方針 ... ２５
　（1）　耐震診断義務付け対象建築物への対応 ... ２５
　（2）　重点的対応建築物への対応 ... ２５
　（3）　一般対応建築物への対応 ... ２６
　（4）　それ以外の建築物への対応 ... ２６
　４　建築基準法による勧告・命令の実施 ... ２６
第４章　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 ... ２７
　１　市町村が定める耐震改修促進計画 ... ２７
　２　関係団体による協議会等の設置 ... ２７
　（1）　「岩手県耐震改修促進協議会」の設置 ... ２７
　（2）　「岩手県耐震改修促進計画フォローアップ委員会」の設置 ... ２７
　３　市町村への支援 ... ２７

（1） 耐震診断・改修に係る講習会の実施 ２７
（2） 市町村職員への支援 ２８
【参考資料】 ２９
◎ 多数の者が利用する建築物の用途別の規模要件 ２９
◎ 地域防災に関する地図（地震防災マップ） ３１

序　章　はじめに

１　計画策定の趣旨

平成23年３月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）をはじめ、全国各地で地震が発生しており、本県においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は、引き続き取り組むべき重要な課題です。

継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成７年法律第123号)（以下「耐震改修促進法」という。)」に基づき、「第４期岩手県耐震改修促進計画」を策定するものです。

いつ、どこで、どのような規模で発生してもおかしくない地震に対し、建築物の倒壊等による人的被害を防ぎ、住まいや街が機能不全に陥らないよう、被害を最小限に抑えるため、また災害発生後の早期の復旧・復興を可能とするために、建築物の耐震化の促進を図っていく必要があります。

２　策定の経緯

○　平成７年１月の阪神･淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

この地震被害を受け、平成７年に耐震改修促進法が制定されました。平成17年には法律の実効性を高めるため、「都道府県耐震改修促進計画」の策定について規定する法改正が行われました。

○　本県では「岩手県耐震改修促進計画」を策定し、平成18年度から平成27年度までを「第１期計画」、平成28年度から令和２年度までを「第２期計画」、令和３年度から令和７年度までを「第３期計画」として、建築物の耐震診断や耐震改修の計画的な促進に取り組んできたところです。

○　平成23年３月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な規模で、多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による被害がなかった内陸市町村においても建築物に多大な被害が生じました。

○　平成28年４月の熊本地震では、旧耐震基準による建築物に加え、接合部等の規定が明確化される前の平成12年6月以前に建築された新耐震基準の木造住宅においても、倒壊等の被害が確認されました。また、平成30年6月の大阪府北部地震では塀の倒壊による被害が発生し、同年9月の北海道胆振東部地震をはじめ、全国各地で地震災害が相次いで発生しています。

さらに、令和６年１月の能登半島地震では、耐震化率が低い地域を中心に多くの住宅が倒壊するなど、甚大な被害が生じました。

○　令和７年７月には建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年１月25日国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）が改正され、新たな建築物の耐震診断及び耐震改修の目標及び取組が示されました。

○　第４期計画では、第３期計画の取組を継承しながら、国の基本方針を踏まえて、建築物の耐震診断および耐震改修の一層の促進を図るとともに、近年の災害被害を踏まえた新たな課題に対応していきます。

３　計画の性格

○　本計画は、耐震改修促進法第５条第１項の規定に基づいて策定したものであり、本県の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。

○　本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県地域防災計画」及び「第３期岩手県国土強靱化地域計画」を上位計画とし、「岩手県住宅マスタープラン」など、関連する他の計画と整合・連携を図る計画として位置づけるものです。

【参考】いわて県民計画（2019～2028）と本計画との関連性

■いわて県民計画（2019～2028）における記載

〈長期ビジョン〉

“快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境をつくるため、耐震性・省エネ性能などを備えた良質な住宅の普及や地域の魅力を高めるリノベーションを促進します。”（72ページ）

“自然災害から県民の暮らしを守るため、河川改修や津波防災施設、砂防施設の整備、公共建築物等の耐震化などのハード対策と、災害関連情報の充実強化などのソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進します。”（88ページ）

〈第２期アクションプラン（政策推進プラン）〉

“②　公共建築物等の耐震化による安全の確保

「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、防災拠点建築物や多数の人が利用する建築物の耐震化を促進します。”（279ページ）

■本計画に関連する政策項目（いわて県民計画第２期アクションプラン（計画期間：令和５年度～令和８年度）より）

【Ⅸ　社会基盤】

防災対策や産業振興など幸福の追求を支える社会基盤が整っている岩手

指標：【私立学校の耐震化率】、【病院の耐震化率】

４　計画の期間

令和８年度から令和12年度までの５年間

５　凡例・用語

岩手県耐震改修促進計画（以下、「計画」という。）における表記	内　　容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成７年法律第123号)
国の基本方針	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年１月25日国土交通省告示第184号）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
所管行政庁	耐震改修促進法第２条第３項の定義による。(本県の場合、盛岡市については盛岡市長。その他の市町村は岩手県知事。ただし、花巻市、北上市、奥州市、一関市、宮古市及び釜石市の各管内にある建築基準法施行令第１４８条第１項第１号又は第２号に掲げる建築物以外の建築物については各市長。)
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成７年政令第429号)第６条第２項に規定する規模以上の建築物 (建築物の用途に応じて、階数３以上かつ1,000㎡以上等。【参考資料】「多数の者が利用する建築物の用途別の規模要件」参照)
旧耐震基準	昭和56年５月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年６月１日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第３条に規定する建築物 (建築物の用途に応じて、階数３以上かつ5,000㎡以上 等。【参考資料】「多数の者が利用する建築物の用途別の規模要件」参照)
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第５条第３項第１号または第２号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

第１章　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

１　想定される地震の規模、被害の状況

○　平成23年３月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、県内の最大震度は６弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で1,846棟の家屋が全半壊の被害を受けています。

○　日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本県では23市町村が地震防災対策推進地域に指定されており、また沿岸の12市町村は津波避難対策特別強化地域に指定されています。

○　本県の地震・津波被害想定調査（令和４年９月）では、マグニチュード９クラスの地震を想定した場合、震度5強から震度6強の強い揺れを予測しています。

○　また、岩手県地域防災計画では、地震の揺れによる建物の全半壊棟数は、最大で6,600棟と想定しています。

２　第３期計画の実績（現状）と課題の検証

(1)　住宅の耐震化

①　住宅の耐震化率

○　第３期計画の目標：　平成 30 年　83.4%（実績）⇒令和７年　90%

○　実　　績(※1)：　令和５年　86.1%

［令和７年推計(※2)：　令和７年　86.9%］

（※1）令和５年住宅・土地統計調査より算出

（※2）令和５年算定値から以降の新設住宅着工戸数を基に補正した増加率を算出し推計

②　住宅の耐震診断戸数

○　第３期計画の目標：　令和３年から７年の間に 5,000 戸実施

○　実　　績　　：　令和元年から５年の間に 2,500 戸

課題

平成 30 年度までは、木造住宅耐震改修支援事業による耐震化に加え、住宅所有者による自主的な耐震改修工事や、建替え・新築工事の進捗により、住宅の耐震化率は概ね順調に推移していました。

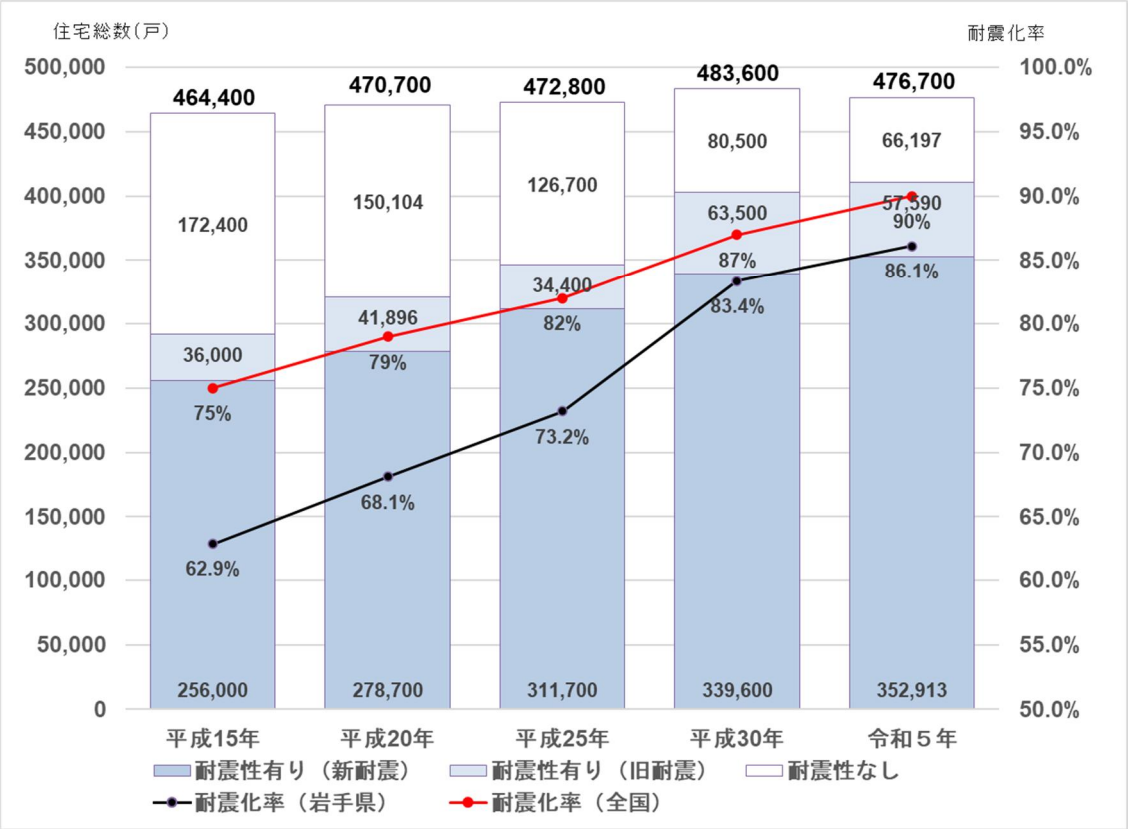
しかし近年は、資材価格の高騰などの影響を受け、住宅の新築や建替え件数が鈍化しています。さらに、住宅所有者の高齢化や耐震改修に係る費用負担の大きさなどを背景に、耐震改修工事の実施件数は減少傾向にあります。

この結果、新築や建替えによって旧耐震基準の住宅から現行耐震基準の住宅へ住み替える割合が低下しており、旧耐震基準の住宅からの住み替えを一層促進する必要があります。

また、耐震改修工事は平常時にはその効果を実感しにくいという特性があります。そのため、住宅の耐震性向上の必要性について、より一層の普及啓発に取り組むとともに、効果的に耐震化

を促進するための対策について、引き続き検討を行う必要があります。

図　岩手県における住宅総数と耐震化率の推移



（令和５年住宅・土地統計調査からデータ加工・分析）

(2)　耐震診断義務付け対象建築物の耐震化

○　第３期計画の目標：　耐震化率 91.5%（令和２年）⇒令和７年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消

○　実　　績：　耐震性不足解消率 (※) 93.4%（令和７年３月 31 日時点）

※　公表された耐震診断義務付け対象建築物数のうち、耐震性のある建築物数と耐震性が不十分な建築物の解消された数の合計が占める割合

課題

耐震診断や改修に要する費用が負担となることに加え、事業を継続しながら耐震改修工事等を行う必要があるなど、事業者の負担が大きいことから、計画的な耐震化が進まないことが課題です。

建築物の用途や規模に応じて、特に民間建築物の所有者に対し、継続的に啓発や指導を行うなど、耐震化の促進のための取組を行う必要があります。

(3) 公共建築物の耐震化

①公営住宅

○ 第３期計画の目標：（令和元年実績 100%）
⇒令和７年 100%、引き続き適切な維持管理

○ 実　　績　　：　令和６年 99.8%

②学校

○ 第３期計画の目標：（令和元年実績 99.1%）
⇒令和７年 99.7%

○ 実　　績　　：　令和６年 99.1%

③病院

○ 第３期計画の目標：（令和元年実績 75.8%）
⇒令和７年 92.0%

○ 実　　績　　：　令和６年 80.0%

④地方公共団体の庁舎

○ 第３期計画の目標：（令和元年実績 87.6%）
⇒令和７年 95.0%

○ 実　　績　　：　令和６年 93.4%

⑤耐震診断率

○ 第３期計画の目標：（令和元年実績 99.2%）
⇒令和７年 100%

○ 実　　績　　：　**令和６年 97.8%**

課題

公共建築物※のうち、公営住宅、学校及び地方公共団体の庁舎については、概ね目標値に達していますが、病院については目標に達していません。

病院のうち、県立病院の耐震化率は 100%となっている一方、民間病院については、耐震改修に要する費用が大きな負担となっていることに加え、医療サービスを提供しながら工事を行う必要があるなど、事業者の負担が大きいことから、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

このため、耐震化の必要性に関する啓発や補助制度の周知、指導など、耐震化促進のための取組を進めていく必要があります。

※ 多数の者が利用する建築物のうち、地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となるような施設で、以下の規模に該当するもの。

表 公共建築物の用途別規模要件

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数２以上かつ500㎡以上
上記以外の学校、公営住宅、病院、庁舎	階数３以上かつ1,000㎡以上

表　公共建築物の耐震化率の推移

用　途　等	平成18年度基準時（計画策定時）	平成27年度末（２期計画策定時）	令和２年度実績（３期計画策定時）	令和６年度実績	令和７年度目標（３期計画）
公共建築物	６０.３%	９４.１%	９７.６%	９８．１%	
公営住宅	８４.９%	１００%	１００%	９９．８%	１００%
県営住宅	１００%	１００%	１００%	１００%	１００%
市町村営住宅	６６.０%	１００%	１００%	９９．７%	１００%
学校	５５.５%	９５.０%	９９.１%	９９．１%	９９．７%
県立学校	６３.８%	９８.２%	９９.１%	１００%	１００%
市町村立学校	５２.８%	９５.５%	９９.７%	９９．７%	１００%
私立学校	６１.０%	７７.３%	９０.８%	９１．７%	９４．９%
病院	４０.０%	７３.２%	７５.８%	８０．０%	９２．０%
県立病院	７２.２%	１００%	１００%	１００%	１００%
民間等病院	３３.７%	６８.８%	７１.１%	７５．９%	９０．０%
地方公共団体の庁舎	４９.５%	８０.０%	８７.６%	９３．４%	９５．０%
県有庁舎	３１.８%	７６.２%	８５.７%	９０．５%	９０．０%
警察庁舎	９３.３%	１００%	１００%	１００%	１００%
市町村有庁舎	４５.８%	７７.５%	８５.９%	９２．９%	９５．０%

3　耐震化の目標等

(1)　住宅

①耐震化の現状

令和５年　　総数約476,700戸のうち約410,500戸(約86.1%)が耐震性有りと推計しています。

②耐震化の目標

令和12年　　耐震化率を91%とすることを目標とします。

表　住宅の耐震化の現状と目標

	総数 A	旧耐震基準による建築物 B	耐震性有り C	新耐震基準による建築物 D	耐震化率 E
住宅 （令和５年10月１日現在）	476,700	123,787	57,590	352,913	86.1%
（令和７年度）					86.9%
住宅 （令和12年）	468,500	91,700	50,200	376,800	91%

※単位：戸

※耐震化率：　E＝(C＋D)／A

③耐震診断の目標

令和６年度から令和10年度までの間に、3,000戸の耐震診断が行われることを目標とします。

(2)　耐震診断義務付け対象建築物

①耐震性不足解消の現状（令和６年度）

令和７年３月31日現在、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については108施設のうち104施設が耐震性不足解消（耐震性不足解消率96.3%）、要安全確認計画記載建築物については14施設のうち10施設が耐震性不足解消（耐震性不足解消率71.4%）となっています。

②耐震性不足解消の目標（令和12年度）

これまで、耐震診断義務付け対象建築物については同一の目標としていましたが、国の基本方針において要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震性不足解消率の目標が定められたことを踏まえ、本県においても、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）に区分し、耐震性不足解消率の目標をそれぞれ次表のとおりとします。

なお、本県においては要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）については指定していません。

表　耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率の現状（令和７年３月31日現在）

			総数			耐震性不足解消率
			A：(B+C)	耐震性不足解消 B	耐震性不足 C	F：(B／A)
耐震診断義務付け対象建築物（令和７年３月31日現在）			１２２	１１４	８	９３．４%
	要緊急安全確認大規模建築物		１０８	１０４	４	９６．３%
	要安全確認計画記載建築物		１４	１０	４	７１．４%
		防災拠点	１４	１０	４	７１．４%
		避難路沿道	－	－	－	－

※単位：施設数

表　耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率の目標（令和12年度）

			総数			耐震性不足解消率
			A：(B+C)	耐震性不足解消 B	耐震性不足 C	F：(B／A)
耐震診断義務付け対象建築物（令和12年度）			１２２	１１９	３	９７．５%
	要緊急安全確認大規模建築物		１０８	１０７	１	９９．１%
	要安全確認計画記載建築物		１４	１２	２	８５．７%
		防災拠点	１４	１２	２	８５．７%
		避難路沿道	－	－	－	－

※単位：施設数

(3) 公共建築物

①耐震化の現状(令和６年度)

公営住宅	540棟のうち539棟（99.8%）が耐震性有りとなっています。
学　　校	1,447棟のうち1,434棟(99.1%)が耐震性有りとなっています。 　このうち県立学校については、226棟全て（100%）が耐震性有りとなっています。
病　　院	95棟のうち75棟(78.9%)が耐震性有りとなっています。 　このうち県立病院については、16棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。
地方公共団体の庁舎	122棟のうち114棟(93.4%)が耐震性有りとなっています。 　このうち県有庁舎については、21棟のうち19棟(90.5%)が、また、警察庁舎については、16棟全て(100%)が耐震性有りとなっています。

②耐震化の目標(令和12年度)

公営住宅	耐震化率を100%とすることを目標とします。
学　　校	耐震化率を99.4%とすることを目標とします。
病　　院	耐震化率を81.9%とすることを目標とします。
地方公共団体の庁舎	耐震化率を95.0%とすることを目標とします。

③耐震診断の現状(令和６年度)

公営住宅	旧耐震基準の156棟のうち、155棟の耐震診断を実施しました。
学　　校	旧耐震基準の555棟中549棟(98.9%)の耐震診断を実施しました。
病　　院	旧耐震基準の36棟中25棟(69.4%)の耐震診断を実施しました。
地方公共団体の庁舎	旧耐震基準の60棟全ての耐震診断を実施しました。

④耐震診断の目標

　旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、令和12年度までに耐震診断率を100%とすることを目標とします。

公共建築物

用途等		令和６年度(**現状**)						
		総数	旧耐震基準による建築物				新耐震基準による建築物	耐震化率（推計値）
				耐震診断済	診断率	耐震性有り		
		A	B	C	C／B	D	E	F
公営住宅		540	156	155	99.4%	155	384	99.8%
	うち県営	244	95	95	100%	95	149	100%
	うち市町村営	296	61	60	98.4%	60	235	99.7%
学校		1,446	555	549	98.9%	542	891	99.1%
	うち県立	226	112	112	100%	112	114	100%
	うち市町村立	1,099	411	411	100%	408	688	99.7%
	うち私立	121	32	26	81.3%	22	89	91.7%
病院		95	36	25	69.4%	17	59	80.0%
	うち県立	16	3	3	100%	3	13	100%
	うち民間等	79	33	22	66.7%	14	46	75.9%
地方公共団体の庁舎		122	60	60	100%	49	62	91.0%
	うち県有	21	17	17	100%	15	4	90.5%
	うち警察	16	3	3	100%	3	13	100%
	うち市町村有	85	40	40	100%	34	45	92.9%

用途等		令和12年度(**目標**)				
		総数	旧耐震基準による建築物	うち、耐震性有り	新耐震基準による建築物	耐震化率
		G	H	I	J	K
公営住宅		540	156	156	384	100%
	うち県営	244	95	95	149	100%
	うち市町村営	296	61	61	235	100%
学校		1,446	554	545	892	99.4%
	うち県立	226	112	112	114	100%
	うち市町村立	1,099	410	410	689	100%
	うち私立	121	32	23	89	92.6%
病院		94	34	17	60	81.9%
	うち県立	16	3	3	13	100%
	うち民間等	78	31	14	47	78.2%
地方公共団体の庁舎		121	58	52	63	95.0%
	うち県有	21	17	15	4	90.5%
	うち警察	16	3	3	13	100%
	うち市町村有	84	38	34	46	95.2%

※単位：棟

※耐震化率：　F＝（D+E）／A　、　K＝（I＋J）／G

第２章　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

１　耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1)　耐震化の意義

地震による被害を軽減し、地域の安全・安心を確保するための住宅・建築物の耐震化は、次の３つの観点から重要な取組です。

① 人命を守り、人的被害を防ぐこと

建築物の倒壊や大破を防ぐことで、居住者や利用者の生命を守ります。

② 被害を最小化すること

建築物の損傷を抑制することにより、二次災害の発生、避難の障害となることを防ぎ、地域全体の被害を低減します。

③ 早期の回復・復旧を可能にすること

被害の程度によっては、継続使用可能な状態を保つ、又は速やかな復旧を可能とすることで、生活再建、まちの復旧や地域経済の回復を早めることができます。

これらの観点を踏まえ、住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を、関係主体がそれぞれの役割に応じて連携しながら推進します。

(2)　役割分担の考え方

耐震改修促進計画においては、国、地方公共団体、住宅・建築物の所有者等、さらには利用者それぞれが担う役割を明確にし、行政による支援や情報提供と、所有者等による自主的かつ主体的な耐震化の取組が相互に補完し合う体制を構築することが重要です。特に、住宅・建築物の所有者等は、耐震化の主たる担い手として、自助の観点から積極的に行動することが期待されます。

① 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が、防災対策を自らの問題であると同時に地域全体の課題として捉え、主体的に取り組むことが不可欠です。とりわけ、地震時における人的被害の軽減を図るためには、まずは「自らの命は自らで守る」という考えのもと、所有者等が耐震診断の実施や耐震改修等、自らが所有する住宅・建築物の耐震化に積極的に取り組むことが基本となります。

また、賃貸住宅の賃借人や建築物の利用者についても、住宅や建築物の性能や安全性に関心を持ち、耐震性の高い優良な住宅・建築物を選択することが必要です。こうした行動は、所有者等の耐震化への取組を後押し、地域全体の防災力の向上に寄与することにつながります。

② 県の役割

県は、市町村、住宅・建築物の所有者等と連携しながら、県域全体の耐震化を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。そのため、以下の取組を通じて、市町村の取組支援、普及啓発、人材育成および率先的な耐震化の実施を行います。

- 市町村が実施する耐震診断および耐震改修の促進に関する取組が円滑に進むよう、技術的助言、情報提供等を通じた支援を行います。
- 耐震診断や耐震改修には、一定の専門的知識や技術が必要であることに加え、耐震診断・耐震改修を行う事業者の多くが複数の市町村にまたがって活動している実態を踏まえ、県は広域的な立場から、住民や市町村に対する分かりやすい情報提供を行うとともに、信頼性の高い耐震診断・耐震改修事業者の育成・確保に取り組みます。
- 県有施設は、防災拠点や避難施設、行政機能を担う庁舎など、防災対策上重要な役割を有するものが多いことから、県自らが率先して県有施設の耐震診断および耐震改修に取り組みます。

・　県が所管する私立学校、病院等の民間を含む公共性の高い建築物については、設置主体に対し、耐震診断および耐震改修の必要性について啓発や助言を行い、施設の安全性向上を促します。

・　あわせて、住宅の耐震化については、単独で耐震改修のみを行うのではなく、省エネルギー改修、リノベーション、減築（世帯構成の変化への対応）等と組み合わせ、住宅全体を総合的に改善する機会を捉えて耐震化を進めていくことが重要です。このため、県は、耐震化を住宅の価値向上や暮らしの質の向上につなげる視点から、分かりやすい情報発信に努めます。

③　市町村の役割

・　住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修に取り組んでいただくよう、直接的に働きかけを行います。

・　耐震診断・耐震改修の事業主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や所有者等の負担軽減に努めます。

・　市町村所有施設の多くが防災対策上重要な位置付けにあること、市町村の耐震化への積極的な取組が普及啓発の観点からも重要であることから、率先して所有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。

・　市町村耐震改修促進計画について、適時改訂を行い耐震化の状況把握及び進捗管理を行います。

・　市町村地域防災計画の実施主体として、避難計画への活用や避難経路の安全確保の観点からも、地域の計画的な耐震化を推進します。

④　建築関係団体に期待される役割

・　建築関係団体及び構成員は、建築に関する高度な専門的知識および技術を有し、日常的に住宅・建築物の所有者等と直接接する機会が多い立場にあることから、耐震診断および耐震改修の重要性についての普及・啓発に積極的に取り組みます。

・　耐震診断や耐震改修を希望する所有者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、円滑な耐震化の実施につながる支援を行います。

・　建築技術や法制度の高度化・多様化に対応するため、関係団体においては、構成員の継続的な研修や技術講習等を通じて、耐震診断および耐震改修に関する技術力の一層の向上に努めます。

・　専門家としての知見を活かし、建築物の状況や所有者等の意向、経済的条件等を踏まえた適切な耐震化手法の提案や、改修計画の立案に対する助言など、所有者等に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

(3)　県の施策の推進方針

上記の役割分担に留意して、県は、全県域を耐震対策や防災対策に特に重点的・緊急的に取り組むべき地域とし、以下の９つの基本方針で施策を推進します。

【方針１】

県有施設の耐震診断・改修の率先実施等

・　率先して県有施設の耐震診断・耐震改修に取り組みます。また、県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物については、耐震診断・耐震改修を促進するよう啓発等を行います。

【方針２】

民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

・　県民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅や、耐震改修促進法で耐震診断実施が義務付けられた建築物の耐震化の促進など、市町村が行う民間建築物に対する支援等へ助成します。また、民間建築物の耐震性向上の取組が円滑に進むための支援を行います。

【方針3】
技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

・　耐震診断・耐震改修の技術水準向上のための環境を整備します。
・　耐震診断においては、耐震診断士の技術的水準の維持・向上を行うための環境を整備します。
・　耐震改修においては、建築物所有者が安心して工事を実施できるよう、情報提供や業者の育成に取り組みます。

【方針4】
耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

・　県、市町村に建築関係団体を含めた普及・啓発体制を構築し、関係者一丸となって普及・啓発を行います。
・　住民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、情報の共有化が図られるよう、環境を整備します。
・　住民や所有者に対して、地域全体の耐震化への意識を高めるための活動の支援を行います。

【方針5】
地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

・　ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等を推進します。

【方針6】
大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

・　大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物（耐震診断義務付け対象建築物）の所有者に対し、耐震診断の実施と耐震診断結果の報告を義務付け、県はその結果の公表を行い、耐震化の促進に取り組みます。

【方針7】
地域ごとの耐震化の状況把握及び見える化

・　市町村の耐震改修促進計画について、適時の見直し及び最新の耐震化率の算定等による状況把握を促します。
・　圏域ごとの耐震化率の状況を整理し、地域特性に応じた課題の把握に努め、その状況を随時公表します。

【方針8】
耐震改修とその他の改善を併せた総合的、合理的な住宅・建築物の性能向上

・　県が市町村と連携して行う空き家対策、省エネルギー改修、地域活性化施策、地域防災の取組等と耐震化の取組を連動させ、住宅・建築物の耐震性能を含めた総合的な性能向上を進

めます。

・　建築物及び住宅の段階的（部分的）な耐震改修工法及び簡易的で施行性・経済性に優れた工法について、取組及び効果等に関する有用な情報の収集に努め、関係者に対して周知を図ります。

【方針９】

住宅所有者が今後の住まい方や地域の防災を考える機会を捉えての周知、啓発

・　住宅所有者が、将来の住まいのあり方について考える機会として、いわゆる「家じまい」を検討する際や、高齢化に備えた住み替え、また自宅の安全対策、さらには地域全体の防災について考える場面などが想定されます。

　これらの機会を的確に捉え、住宅の耐震化の必要性や支援制度等について周知・啓発を行います。

2　県が取り組む具体的施策の方向

【方針１】から【方針９】に基づき、次のような施策に取り組みます。

【方針1】

(1) 県有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

① 県有施設の耐震診断・耐震改修

・ 県有施設の多くが防災対策上重要な位置付けにあること、県の耐震化への積極的な取組が普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

・ 特に、学校、病院、庁舎など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替え予定の有無等を勘案しながら、計画的な耐震診断や耐震改修を実施します。

② 県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

・ 私立学校、民間病院、市町村立の学校・病院等は、避難場所や防災活動の拠点となることが想定されることから、耐震診断や耐震改修を促進するための啓発・指導を行います。

・ あわせて、私立学校、民間病院については、耐震化の取組が円滑に進むよう、国の補助金や交付金等を活用しながら、所有者への支援を行うとともに、市町村立の学校・病院等については、国の助成制度等の情報提供を行います。

③ 耐震改修を実施した、または耐震性能を確認した建築物の適切な点検、維持管理

・ 県有施設または公共建築物について、管理者が定期的な点検を実施し、耐震性能の維持を図るよう指導を行います。

・ 建築物の維持管理計画において、管理及び点検、修繕の実施について明記し、計画的に実施するよう指導を行います。

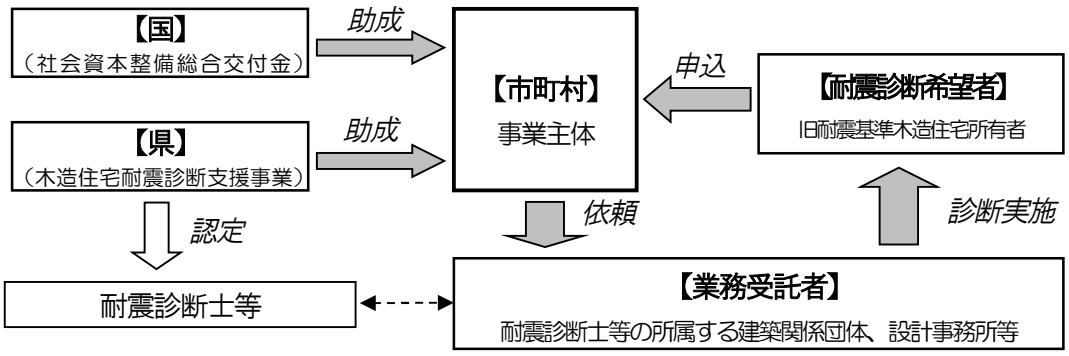
【方針2】

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

① 木造住宅耐震診断支援事業

・ 市町村が旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士等を派遣して耐震診断を行う場合に、要する経費の一部を県が助成します。

図　耐震診断支援事業のイメージ



・ 住宅の耐震化率の目標達成のためには、建替えの促進を図るとととともに、耐震改修をこれまで以上のペースで行っていく必要があります。そのためには、住宅の耐震性の状況を所有

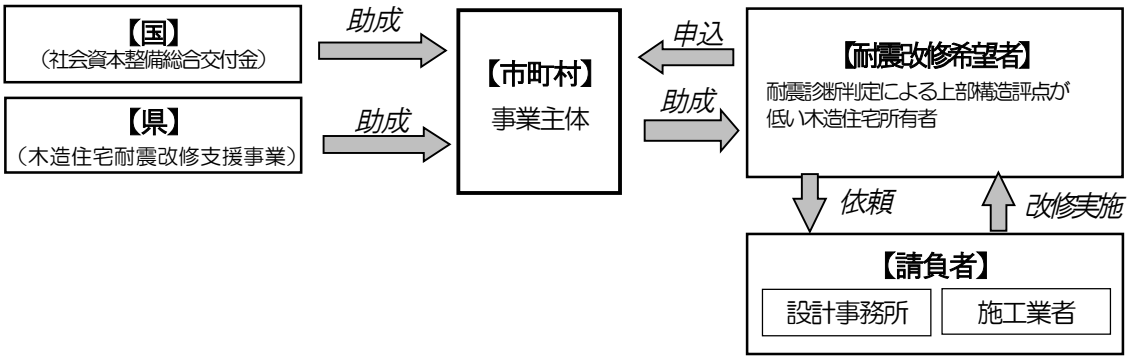
者に理解していただくことが重要であり、所有者が耐震診断を行いやすい環境を維持するため、引き続き、木造住宅耐震診断の支援を推進します。

＜参考＞　平成17年度から令和７年度までの実績：　6,093戸

② 木造住宅耐震改修支援事業の強化

・　市町村が耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震補強設計や耐震改修工事への補助を行う場合に、要する経費の一部を県が助成します。

図　耐震改修支援事業のイメージ



・　住宅の耐震化率の目標達成のためには、建替えの促進を図るとともに、耐震改修をこれまで以上のペースで行っていく必要があることから、助成制度の活用の促進や市町村の取組の支援の強化、木造住宅耐震改修の支援に取り組みます。

＜参考＞　平成20年度から令和７年度までの実績：　551戸

③ 耐震改修の実施について支援する相談員の派遣

・　耐震診断の結果を詳しく説明し、耐震改修の工法や概算費用等についての相談に応じる相談員を派遣して、住宅所有者の耐震改修に向けた支援を行います。

＜参考＞　平成21年度から令和７年度までの実績：　578戸

④ 非木造、非住宅用途建築物の耐震化への支援

・　市町村が行う、旧耐震基準の非木造や非住宅用途の建築物の耐震化への取組を支援します。

・　特に、民間の耐震診断義務付け対象建築物を対象とした耐震化への取組が円滑に進むよう所有者への働きかけを行うほか、所有者に対し、耐震化に関する補助を行う市町村への支援を行います。

⑤ 県内の耐震化促進体制の強化

・　市町村への情報提供、制度づくりや計画策定への指導、支援及び誘導を行います。

・　市町村連絡会議（研修会）を定期的に開催し、情報の共有化を図ります。

【方針３】

(3) 技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

① 木造住宅耐震診断士認定制度の活用

木造住宅の耐震化の促進のため、平成17年度から「木造住宅耐震診断士認定制度」を実施してきました。

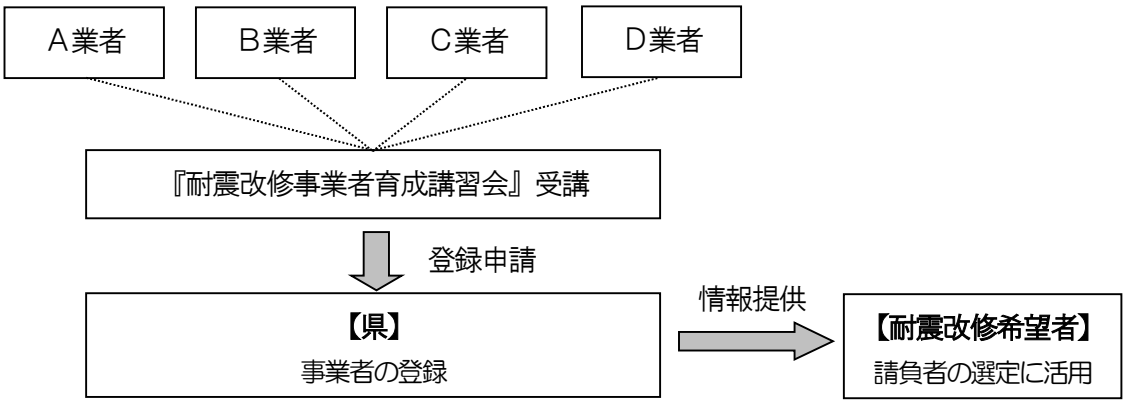
今後も数多くの木造住宅の耐震化が必要なため、各地域で不足が生じないように、木造住宅耐震診断士の育成に努めます。

＜参考＞　令和７年度時点の認定者数：　765人

② 耐震改修事業者の育成・情報提供

耐震改修の技術向上のための講習の実施などにより、耐震改修の技術を有する事業者（「いわて耐震改修事業者」）を育成するとともに、登録事業者の情報提供を行います。

図　耐震改修事業者のイメージ



③ 技術普及講習会の開催

認定された耐震診断士やいわて耐震改修事業者の講習登録事業者の技術水準の維持・向上を図るため、耐震診断及び耐震改修の事例や最新の技術動向等を紹介する耐震診断・耐震改修技術講習会を開催します。

④ 耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供や紹介体制の整備

耐震診断や耐震改修の相談窓口及び総合情報提供窓口を広域振興局、市町村等において設けます。

また、窓口で提供する情報はホームページを活用して提供します。

⑤ いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度の活用

良質な住宅ストックの形成及び高齢者等にやさしい住まいを確保するため、住宅等の新築やリフォームを行おうとする者に助言や情報提供を行う技術者を養成する制度により、関連する施策と連携してリフォームと耐震改修の的確なアドバイスができる技術者の育成を図ります。

【方針４】

(4) 耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

① 耐震対策推進に向けた組織づくり

・　県、市町村、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりを行い、普及･啓発を行います（第４章再掲）。

② 住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

・　耐震診断や耐震改修の重要性を紹介する資料等により、所有者及び利用者に対し普及・啓発を進めます。
・　専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識付けを行います。
・　住民自らが地域の危険要素を自覚できるよう、地震による県全域の危険性の程度等を県や国の調査を基にして記載した地図(地震防災マップ)を活用して、住民へ周知を図るとともに、市町村への情報提供を行います。また、市町村に対しては、市町村ごとの「地震防災マップ」の作成に努めるよう促します。

③　住民に向けた耐震診断・耐震改修のメリットの周知
・　耐震改修を行った場合の税制特例等について、住民に周知します。
・　リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民に情報提供を行います。

④　地域全体の耐震化に向けた意識啓発
・　地域全体の耐震性を向上させるため、住民主体の「防災まちづくり」の機運の醸成を図ります。

【方針5】
(5)　地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①　震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に倒壊しないだけでなく、非常時においても使用できることが求められることから、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②　地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び市町村の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路や避難道路に面する、災害時に倒壊のおそれがあり、一定の高さを超える既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修を実施するよう文書による指導を行い、耐震化を促進します。

③　ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれや、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、安全対策を促進します。
・　人口が多い地域を中心に、通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀について、県と市町村が協力して巡回するなど、危険箇所の把握を進めます。
・　危険箇所がある場合には、所有者に対して、危険性を周知し、必要な対策を講じるよう促します。

④　窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等の落下物による安全対策

地震等により窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等が落下すると、死傷者が出るおそれや、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、安全対策を促進します。
・　窓ガラス落下の危険性のある建築物、天井崩落の危険性のある建築物、外壁等の落下のおそれがある建築物については、改修の指導に努めてきたところですが、今後とも、定期的に状況をフォローアップし、改修指導を継続して行います。

・　令和元年房総半島台風では、緊結状況が十分でない瓦屋根等の屋根葺き材の多くに被害が発生しました。瓦屋根の強風時の安全対策は地震時にも有効であることから、所有者に対し、大規模修繕を行う際等に併せて屋根葺き材の状況確認や安全確認を行うよう啓発します。

⑤　地震時のエレベーター等の安全対策の推進

地震によりエレベーターが停止し、閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事案が発生しています。また、エスカレーターや配管等設備の落下、給湯設備の転倒等も発生していることから、これらの設備の安全対策を促進します。

なお、通常使用時におけるエレベーター事故も発生していることから、メンテナンスを適切に行うよう、指導の徹底に努めます。

・　既存エレベーターの防災対策改修、既存エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策を推進するため、普及啓発等を行います。

・　エレベーターの点検に当たっては、検査担当者が、所有者等が把握している不具合情報を確認して行うことを徹底するなど、所有者と検査担当者が互いに協力しながら、的確な点検が行われるよう指導します。

・　建築設備の定期報告制度に基づき、要是正箇所について速やかな対応を求めるとともに、戸開走行保護装置および地震時等管制運転装置が未設置（既存不適格）である場合の改善について指導を行います。

⑥　平成12年６月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅の耐震化の普及啓発

平成28年４月に発生した熊本地震においては、旧耐震基準の建築物に加え、建築基準法の構造規定に接合部の仕様が明確化された平成12年６月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅についても、倒壊等の被害が見られました。これを受けて国が作成した、所有者やリフォーム業者など耐震診断の専門家でなくとも活用できる「新耐震木造住宅検証法」について、所有者や設計者等に周知を行うなど、耐震化の普及啓発に取り組みます。

【方針６】

(6)　大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法第５条第３項第１号の規定に基づき、平成27年３月、「岩手県耐震改修促進計画（第１期計画）」において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として次表に掲げる建築物を記載しました。（要安全確認計画記載建築物）

当該建築物の耐震性不足の解消を図ることとし、耐震性不足解消の状況をホームページ等で公表することとします。（盛岡市内の当該建築物に係る耐震性不足解消の状況については盛岡市のホームページにおいて公表）

表　要安全確認計画記載建築物一覧

建築物の名称		位置
岩手県庁舎	知事局棟	盛岡市内丸10-1
	議会棟	
	渡り廊下棟	
盛岡地区合同庁舎	本館	盛岡市内丸11-1
一関地区合同庁舎千厩分庁舎	旧館	一関市千厩町千厩字北方85-2
遠野地区合同庁舎	旧館	遠野市六日町1-22
	新館	
岩泉地区合同庁舎		下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24-3
大船渡市役所庁舎（増築棟を除く）	事務棟	大船渡市盛町字宇津野沢15
	議会棟	
	階段棟	
釜石市役所	第１庁舎	釜石市只越町3-9-13
葛巻町役場庁舎	庁舎	岩手郡葛巻町葛巻第16地割1-1
岩手町役場庁舎	庁舎棟	岩手郡岩手町大字五日市10-44
	議会棟	
西和賀町役場	湯田庁舎	和賀郡西和賀町川尻40地割40-71
山田町役場庁舎（増築を除く）		下閉伊郡山田町八幡町3-20
田野畑村役場庁舎	庁舎棟	下閉伊郡田野畑村田野畑143-1
	旧福祉センター棟	
一戸町役場庁舎		二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9
宮古地区広域行政組合消防本部庁舎		宮古市五月町2-1

【方針７】

(7) 地域ごとの耐震化の状況把握及び見える化

①　市町村耐震改修促進計画

・　市町村ごとの耐震改修促進計画について、国の基本方針や随時の統計調査の結果等を踏まえ、計画の改訂および定期的な見直しを適切に実施するよう促すとともに、耐震化率の把握・公表を継続的に行うよう働きかけます。

・　また、各市町村間での取組状況や課題の共有を図り、先進事例の横展開や技術的支援を行うことにより、計画の実効性の向上を図ります。加えて、災害に強い地域づくりの観点から、他の防災施策（密集市街地対策、空き家対策、避難計画等）との連携を図り、総合的な耐震化の推進を図ります。

②　圏域ごとの地域特性の把握

・　住宅・土地統計調査の結果や市町村の固定資産台帳等を活用して推計される耐震化率について、県央、県南、沿岸、県北の４圏域ごとに地域特性を整理し、耐震化の進捗状況を把握します。あわせて、木造／非木造の構造別、戸建て／共同建ての別、建築年代等の属性ごと

の分析を行い、耐震化が進んでいない層や地域の特性を明確化します。

・　その上で、高齢者世帯の多さ、空き家の増加、寒冷地特有の構造特性など、地域ごとの課題を踏まえ、重点的に耐震化を促進すべき対象を抽出し、普及啓発、補助制度の重点化、相談体制の充実等の具体的施策につなげることにより、耐震化率の向上に向けた課題把握と対策検討を進めます。

【方針8】

(8) 耐震改修とその他の改善を併せた総合的、合理的な住宅・建築物の性能向上

・　建築物及び住宅の所有者等に対し、総合的な住宅の性能向上の必要性を啓発するとともに、空き家の取得・改修、省エネルギー改修、バリアフリー改修等の機会を捉え、耐震改修を一体的に実施することの合理性について周知を行います。特に、耐震性の確保が安全性の向上に加え、居住性、資産価値及び環境性能の向上に資することを周知します。

・　このため、空き家対策、省エネルギー改修の促進、地域活性化施策及び地域防災対策等と耐震化施策との連携を図り、住宅所有者が耐震化について検討し行動に結び付ける機会の創出に努めます。あわせて、市町村等との連携の下、支援制度の活用促進及び情報提供の充実を図ります。

・　これにより、耐震化を個別施策にとどめることなく、居住環境の向上及び地域の持続的発展を支える総合的な取組として位置付け、県全体の防災力の向上を図ります。県が市町村と連携して行う空き家対策、省エネルギー改修、地域活性化施策、地域防災の取組等と耐震化施策を連動させ、住宅・建築物の耐震性能を含めた総合的な性能向上を進めます。

・　段階的（部分的）な耐震改修工法や、より簡易で施工性・経済性にも配慮された各種工法について、その普及状況、取組及び効果等に関する有用な情報の収集に努めます。また、収集した情報については、その内容や優良事例等を整理した上で、関係者に対して周知を図ります。

【方針9】

(9) 住宅所有者が今後の住まい方や地域の防災を考える機会を捉えての周知、啓発

①　今後の住まい方について考える機会

既存住宅の将来的な扱い、いわゆる「家じまい」を検討する際は、次世代へ引き継ぐのか、解体するのか、売却するのかといった住まいの方向性を考える重要な機会です。

その際、耐震性の確保は重要な判断材料の一つとなります。

このため、「家じまい」に関する講習会等の機会を捉え、耐震化の必要性について周知・啓発を行います。

また、居住者の加齢に対応した街なかへの居住や、二拠点居住、生活の充実を目的とした移住・定住、さらにはライフステージや就業形態の変化に応じた多様な住まい方を実現するため、空き家の活用や住み替えを検討する場面においても、耐震性をはじめとする住宅性能の重要性について理解を促進します。

②　地域防災について考える機会

地域における防災活動や災害への備えについて考える機会においては、住宅の耐震性の不

足が人的被害の大きな要因となることを踏まえ、自宅の安全対策の重要性について理解を深めることが必要です。

また、地震における適切な対応や平常時からの備えについて考えるなかで、住宅の耐震化の必要性についての認識を高めていただくことが重要です。

このため、自治会活動や防災訓練、地域の防災計画の策定等の場を活用し、住宅の耐震化の必要性や支援制度について周知・啓発を行います。

また、地域全体の安全性の向上の観点から、老朽住宅の適切な管理や更新、さらには空き家の発生予防・活用の重要性についても理解を促進します。

第３章　耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

耐震改修促進法において、所管行政庁は、既存耐震不適格建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは、当該建築物の所有者に対して、必要な指導・助言を行うことができるとされています。

また、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物を含む）及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対しては、さらに必要な指示ができるとされており、指示に従わなかった場合には、その旨を公表できるとされています。

加えて、平成25年の法律の一部改正により、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられたところです。所管行政庁は、報告のあった診断結果を取りまとめ、公表するとともに、報告のない建築物の所有者に対しては命令を行い、その旨を公表することとされています。

建築基準法では、建築物の所有者が耐震改修などを行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁が認める場合には、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期間を付けて、保安上必要な措置をとることを勧告や命令することができるとされています。

１　指導等の基本的な考え方

耐震改修等が必要となる可能性がある建築物は、基本的には旧耐震基準により建築された物件ですが、既存耐震不適格建築物の規模・用途等を踏まえ、耐震化の緊急性が高い順に分類し、その区分ごとに指導等を行います。

なお、指導等に当たっては、広域振興局が中心的な役割を果たしていくこととします。

また、所管行政庁との密接な連携を図ることとします。

２　指導対象建築物の区分

指導等の基本的な考え方を踏まえ、以下の４区分に分類し、指導等を行います。

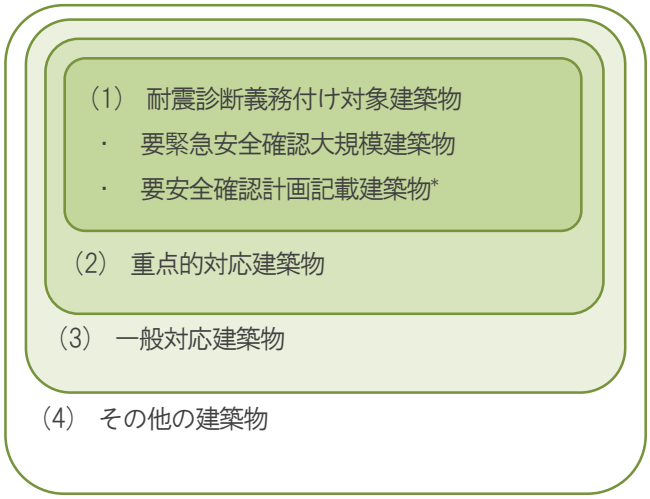
(1)　耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）

(2)　重点的対応建築物(特定既存耐震不適格建築物等のうち、耐震改修促進法による指示の対象となりうる規模のもの（建築物の用途により2,000㎡以上等のもので、(1)を除く。【参考資料】「多数の者が利用する建築物の用途別の規模要件」参照）

(3)　一般対応建築物（特定既存耐震不適格建築物等のうち、(1)、(2)以外のもの）

(4)　それ以外の建築物（既存耐震不適格建築物で、(1)、(2)、(3)以外のもの）

図　指導対象建築物の区分



*規模要件は他の指導対象建築物と異なる場合がある

３　指導等の方針

(1)　耐震診断義務付け対象建築物への対応

①　指導の実施

耐震診断義務付け対象建築物のうち、耐震性が不足又は不明な建築物の所有者・管理者に対し、耐震診断や耐震改修を行うよう積極的に指導します。

具体的には、文書指導や現地指導を、以下を目安として取り組みます。

・　文書指導は、耐震診断や耐震改修の対応予定を把握しながら進めることとし、毎年９月、３月に建築物防災週間の期間を活用して集中的に行います。

・　現地指導は、計画的に実施することとし、対象となるそれぞれの建築物について、年１回以上は現地指導を行います。

②　命令及び公表の実施

期限までに耐震診断結果の報告がない場合には、利用状況や改修計画等を確認した上で、耐震診断を実施し、その結果の報告を指導します。

指導を行ってもなお、診断結果の報告がない場合には、耐震改修促進法第８条の規定に基づき命令を行い、その旨を公表します。

③　耐震診断結果の公表の実施

報告のあった耐震診断結果は法律に基づき公表を行い、公表した内容は定期的に更新します。

このため、耐震改修等を行うなどして耐震性が向上するなどして、既に報告している耐震診断結果の内容に変更が生じた場合には改めて報告するよう、所有者・管理者に周知します。

④　指示及び公表の実施

現地指導等を行っても耐震改修が具体化されない建築物のうち、耐震改修の適確な確保のため必要な場合には、指示を行います。

この指示の結果、具体的な対応予定等が示されない建築物については、原則として建築物名等を公表します。

(2)　重点的対応建築物への対応

①　指導の実施

重点的対応建築物のうち、耐震性が不足又は不明な建築物の所有者・管理者に対し、耐震診断や耐震改修を行うよう文書により指導するほか、現地調査において所有者・管理者に重ねて指導します。

なお、文書指導や現地指導については、以下を目安として取り組みます。

・　文書指導は、耐震診断や耐震改修の対応予定を把握しながら進めることとし、毎年９月、３月に建築物防災週間の期間を活用して集中的に行います。

・　現地指導は、計画的に実施することとし、対象となるそれぞれの建築物について、２年に１回以上は現地指導を行います。

② 指示及び公表の実施

現地指導を行っても耐震診断や耐震改修が具体化されない建築物のうち、耐震性の確保が必要な場合には、指示を行います。

この指示の結果、具体的な対応予定等が示されない建築物については、原則として建築物名等を公表するなどの措置を行います。

(3) 一般対応建築物への対応

重点的対応建築物以外の建築物についても、耐震診断や耐震改修の必要性は高いため、文書による指導を継続的に行います。

(4) それ以外の建築物への対応

必要に応じ、所有者に対し指導を行います。

４　建築基準法による勧告・命令の実施

指示に従わないため公表をしたにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合には、建築基準法第10条の規定により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなど、勧告･命令を行います。

第４章　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

１　市町村が定める耐震改修促進計画

耐震改修促進法において、「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」と規定されています。本県においては、耐震改修促進計画を策定した市町村数は令和７年度末で32市町村となっています。住民にもっとも身近な行政主体として、最新の耐震化率を算定し、課題を把握することは耐震化を進めていく上で重要であることから、市町村に対し適時の改訂等を行うよう働きかけを行います。

また、市町村耐震改修促進計画の策定や改訂に必要となるノウハウ、留意点、情報等について、市町村に説明の機会を設けるほか、指導等を行います。

２　関係団体による協議会等の設置

耐震改修促進計画は、県だけではなく、それぞれの関係者が協力しながら推進する必要があるため、関係者からなる計画推進のための協議会等を設置しており、情報共有等を図ります。

(1)　「岩手県耐震改修促進協議会」の設置

県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会を設置し、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

(2)　「岩手県耐震改修促進計画フォローアップ委員会」の設置

県及び盛岡市からなる計画のフォローアップのための委員会を設置し、主として公共建築物の耐震化について計画の進捗管理等を行い、計画の着実な推進を図ります。

なお、委員会の構成は、基本的に岩手県耐震改修促進計画策定会議の幹事会と同様とすることとします。

３　市町村への支援

市町村によっては、専任の建築職員ではなく、土木行政を主とする職員が建築業務を兼務している場合や、複数の業務を担当しているケースが少なくありません。そのため、建築分野に係る指導・審査等に十分な時間を確保できないほか、耐震診断や改修に関する専門的な知見を習得する機会も限られている状況にあります。

このため、市町村担当者が耐震診断・改修に関する基礎知識から実務に役立つ知見まで段階的かつ体系的に習得できる機会を確保するとともに、業務の効率化や負担軽減を図るための支援を行い、全体として耐震化施策の着実な推進を図ります。

(1)　耐震診断・改修に係る講習会の実施

市町村職員を対象に、耐震診断および耐震改修の基礎知識、制度概要、実務上の留意点等について理解を深めるための講習会を開催します（構造講習会）。

また、実際の事例紹介や質疑応答の機会を設けることで、現場での判断力向上や課題解決能力の強化を図ります。

(2)　市町村職員への支援

市町村における人員不足や専門職員の不足に対応するため、技術面・事務面の双方から以下の支援を行います。

・技術的支援の充実

市町村における耐震改修等事業の担当者のほか公共施設の管理担当者も対象として、耐震診断や耐震改修に関する技術的な相談に対応するための窓口を設置し、必要に応じて専門職員による助言や技術支援を行います。

・事務の標準化・効率化

申請受付や審査業務における負担軽減を図るため、簡易なチェックリストや統一様式、業務マニュアルを整備・共有します。

【参考資料】

◎　多数の者が利用する建築物の用途別の規模要件

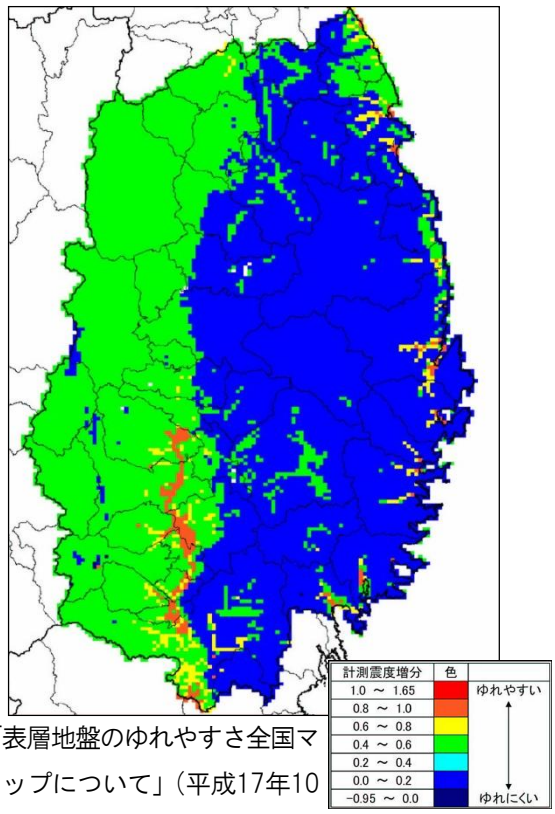
（耐震改修促進法第 14 条、耐震改修促進法施行令第６条及び第７条関係）

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 **（③一般対応建築物）**	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 **（②重点的対応建築物）**	要緊急安全確認大規模建築物要件 **（①耐震診断義務付け対象建築物）**
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ1,000㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む。	階数２以上かつ1,500㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む。	階数２以上かつ 3,000 ㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数３以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数１以上かつ1,000㎡以上	階数１以上かつ2,000㎡以上	階数１以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数３以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数３以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数３以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ1,000㎡以上	階数２以上かつ2,000㎡以上	階数２以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数２以上かつ1,000㎡以上	階数２以上かつ2,000㎡以上	階数２以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数２以上かつ500㎡以上	階数２以上かつ750㎡以上	階数２以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数３以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航		階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上

空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数３以上かつ1,000㎡以上	階数３以上かつ2,000㎡以上	階数３以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数１以上かつ500㎡以上	階数１以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存ずる建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 （道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	（要安全確認計画記載建築物）

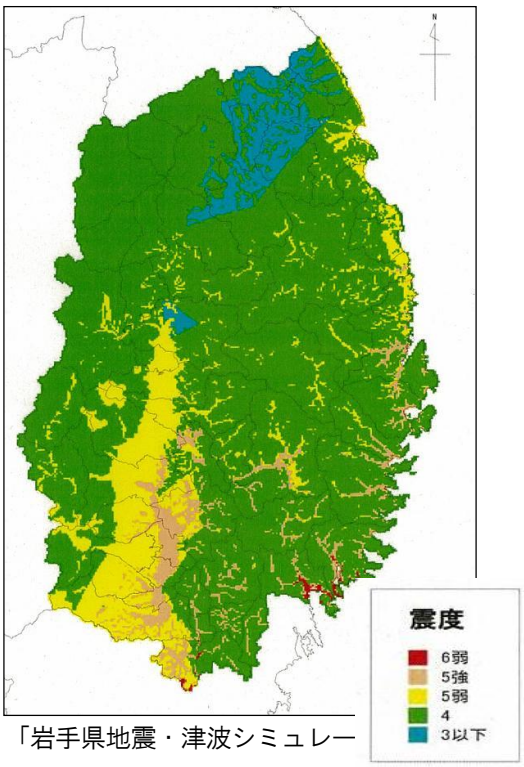
◎　地域防災に関する地図（地震防災マップ）

表層地盤のゆれやすさマップ



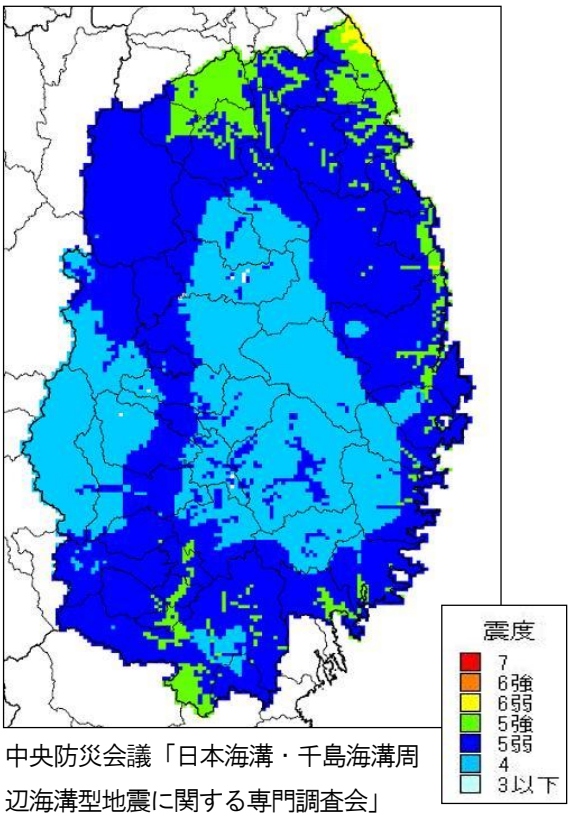
「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」（平成17年10月19日　内閣府(防災担当)）

震度の予測結果図(想定：宮城県沖連動地震)



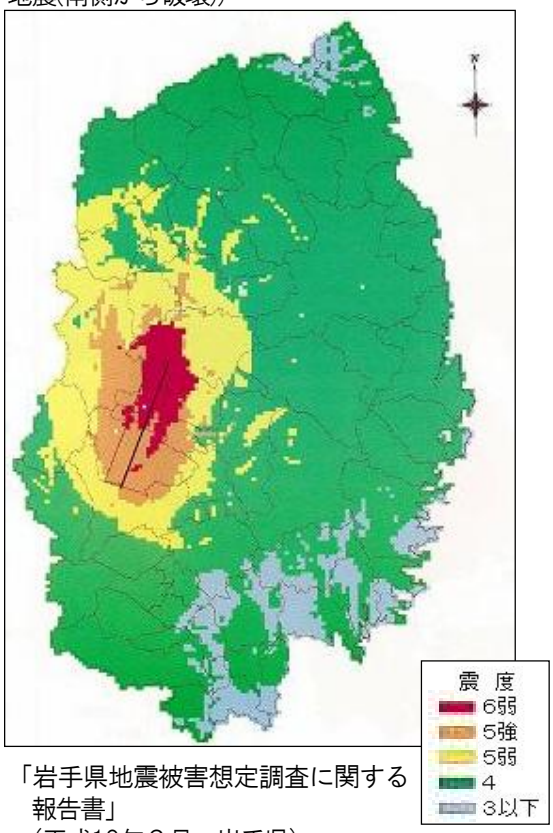
「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書」
（平成16年11月　岩手県）

震度の予測結果図(想定：三陸沖北部の地震)



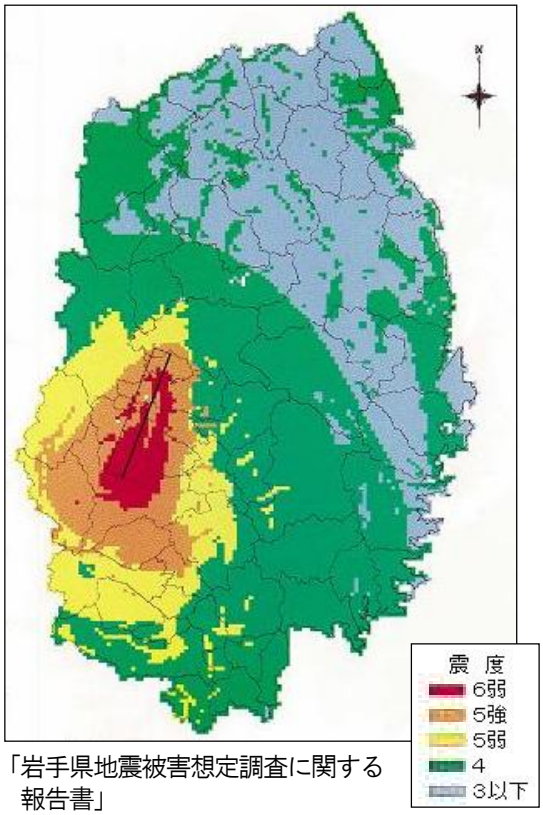
中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層帯北部地震(南側から破壊))



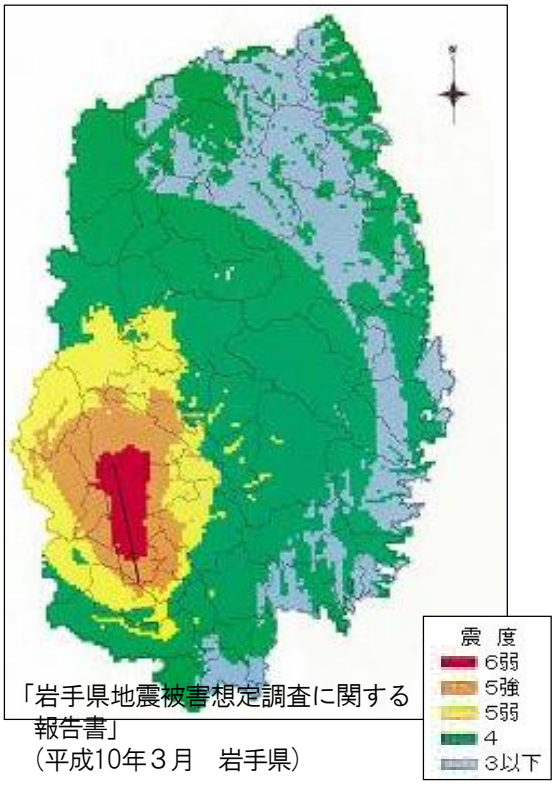
「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
（平成10年３月　岩手県）

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層帯北部地震(北側から破壊))



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
（平成10年３月　岩手県）

予測震度分布図(想定：北上低地西縁断層帯南部地震)



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」
（平成10年３月　岩手県）